

廃棄物減量等推進員と リサイクル指導員の役割

- 1.それぞれの役割について
- 2.ごみ収集場所の維持管理
- 3.きれいな収集場所を維持するために

廃棄物減量等推進員と リサイクル指導員の役割

1.それぞれの役割について

2.ごみ収集場所の維持管理

3.きれいな収集場所を維持するために

◆廃棄物減量等推進員

- ・自治会の区域内におけるリサイクル指導員のまとめ役。
- ・廃棄物減量等推進活動(ごみの減量・資源化、清掃・美化に関する活動)を会員の中心となって実施する。
- ・年に2回定例連絡票により自治会で管理をしている収集場所の状況を報告してください。

◆リサイクル指導員

- ・担当する収集場所の巡回や日頃の状況を把握し、必要に応じて、推進員に報告してください。



自治会における廃棄物減量等推進活動とは…

地域住民と協力して次の活動を行ってください。

- ① **ごみの減量及び資源化の推進**
- ② **ごみの適正な分別の推進**
- ③ **ごみ収集場所の清潔保持 など**

※上記の活動に対し、市から交付金を支給しています。

交付金は、

- ①廃棄物減量等推進員を設置している自治会に対し年3,000円、
- ②リサイクル指導員のいるごみ収集場所毎に年2,400円交付しています。

廃棄物減量等推進活動(一例)

5

- 自治会内で清掃関係のチラシ作成、配布
- さんあ〜るアプリの利用推進
- ごみ収集場所の清掃ルール管理
- ごみ収集場所の状態点検
- カラス除けネットの使い方周知、点検
- 分別ルールが守られていないごみの連絡対応
など

廃棄物減量等推進交付金の使い方(例)

6

- カラス除けネットの購入
- 収集場所の備品、清掃用具の購入
(ホウキ、ちりとり、トングなど)
- 美化清掃参加者に配布する軽食、飲料の購入
- 推進員、リサイクル指導員の謝礼
- 収集場所の補修費用 など

市の交付金は使い切りをお願いします。

実績報告書を作成する際は交付額と同額以上にしてください。

廃棄物減量等推進員と リサイクル指導員の役割

1.それぞれの役割について

2.ごみ収集場所の維持管理

3.きれいな収集場所を維持するために

基本的なごみ出しのルール

- ごみ及び資源物は**早朝(日の出ごろ)から8時30分まで**に出してください。

8

※ごみ及び資源の収集は品目ごとに回収しています。収集場所に他の物が残っていても、8時30分以降は出してはいけません。(後出しの禁止)

- 分別をしっかりと行ってください。
- 粗大ごみは収集場所に出すことができません。
- 事業系のごみは収集場所に出すことができません。

ルールが守られていないごみがあるとき

～出した人にルールを守ってもらうために～

9

明らかに分別がされていないごみや不法投棄だと思われるごみが出ていた場合は、**貼り紙をします。**
清掃当番等の方は、貼り紙をされた**ごみを持ち帰らないでください。**

(出した人に正しいルールを知ってもらい、持ち帰って出し直してもらうためです。)

※目安として「1週間程度」残しても引き取られない場合は、環境資源対策課までご連絡ください。



収集場所のルールを守らない人がいる

10

その1

“分別を守っていない人が特定された場合”

→まずは地域での指導にご協力ください。

指導しても全く状況が改善されない場合は

環境資源対策課までご相談ください。



収集場所のルールを守らない人がいる

その2

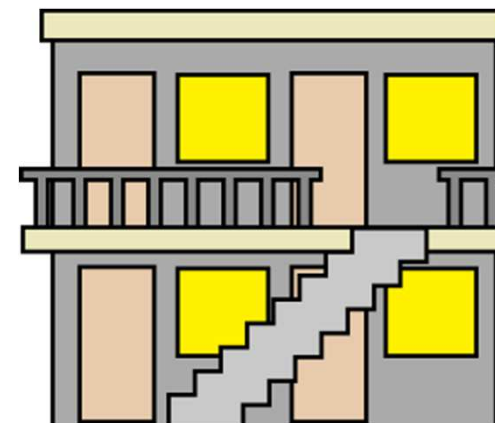
11

“分別を守っていない人が、
集合住宅の住人であると特定できた場合”

→自治会から管理会社へ連絡。

→環境資源対策課から管理会社へ連絡。

地域の声と自治体からの声が
合わさることでより効果的！



収集場所のルールを守らない人がいる

その3

12

“事業者のごみと特定できる場合”

→環境資源対策課にご連絡ください。

事業系のごみは、法律に基づき
事業者自らが処理することとなっています。

収集場所には出せませんので

ルール違反の事業者に対し指導します。



カラスなどから収集場所を守るためには

13

- 1. 交付金を利用してネット等を購入**
(ネット等の仕様について、不明な点はお問い合わせください。)
- 2. 自治会内でネット等の使い方を周知**



ネットの設置例

14



フレームを組んだ場合の設置例

15



廃棄物減量等推進員と リサイクル指導員の役割

- 1.それぞれの役割について
- 2.ごみ収集場所の維持管理
- 3.きれいな収集場所を維持するために

① 定期的な巡回

ルールを守らない人には、
人の目があることが**抑止力**になります。
また、**不法投棄物の早期発見**にも繋がります。

巡回することで**地域の防犯**にも役立ちます。



② ネット等の利用方法の周知徹底

18

間違った使い方、乱雑な使い方では
ネットの効果は十分に発揮できません！
正しい使い方を収集場所を利用する住民に周知し、
カラス被害や、不法投棄を防ぎましょう。

使い方などについて
不明な点はお問い合わせください。



③ 利用者全員の管理意識

19

『誰かがきれいにしてくれるだろう』という
考えでは収集場所はきれいになりません。

“**利用者みんなで収集場所を管理する**”
という考え方が基本です。

ごみ収集場所を利用する全ての利用者に、
周知・徹底の御協力をお願いいたします。



『きれいで住みよい街 秦野』のために！
自治会の皆様の御理解と
御協力をよろしく申し上げます。



秦野市環境資源対策課
0463-82-4401